

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行の完了報告

(地域づくり推進課)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 9 項の規定に基づく安全措置（行政代執行）について、特定空家等の除却及び搬出を実施していましたが、この度、完了による代執行の終了を宣言したのでお知らせします。

1 安全措置（行政代執行）の対象となった特定空家等

- (1) 所在地 伊豆の国市南條 621 番 5
- (2) 用途 居宅
- (3) 構造 木造平屋建
- (4) 規模 建築面積 76.18 m²（焼失以前）

2 安全措置（行政代執行）の内容

火災により建物外壁の一部、屋根等が焼失し、残った外壁や温水器残骸等が東側の鉄軌道、周辺の民家や市道に飛散する可能性があるほか、このまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態に該当していたため、建物等の除却及び搬出を実施しました。

3 措置の実施期間

令和 3 年 11 月 30 日から令和 4 年 1 月 24 日

4 動産の有無

保管対象となる動産はありませんでした。

5 今後の対応

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条の規定により、所有者等に対して代執行に要した費用を請求します。

6 記録写真



着手前



行政代執行開始宣言



除却後



行政代執行終了宣言